

ご協力感謝申し上げます

新型コロナウィルス感染症が拡大する中、当院でも皆さまのご協力の元、院内感染対策を実施しておりますが、患者さま・関係各社のご厚意により感染防止のためのサージカルマスクやフェイスシールドのご支援をいただきました。皆さま方の温かいご支援に職員ともども、深く感謝しております。一日も早い事態の終息を願いながら、引き続き院内の感染対策に取り組んでまいります。



ベッドが新しく

当院では、3日間に渡りベッドの入れ替えを実施しました。新しいベッドは最新モデルで、マット幅を維持しつつの省スペース化、介助バーの取り外しの簡易化、などの改善点が多数あります。

ケアを行うスタッフがより使い易くなったため、今まで以上に安全に、患者さまにとって心地の良いケアを行えるようになりました。これからも患者さまが快適な入院生活を送っていただけるよう努めてまいります。



リハビリ事業運営再開のお知らせ

介護予防を図る目的で市内に住む65歳以上の身体機能の低下がみられる方を対象に、実施している事業が「リハビリ事業」です。「リハビリ事業」では、軽い負荷で筋力トレーニングを行うパワーリハビリと、水中歩行を行うプールリハビリがあります。新型コロナウィルス感染拡大予防のため3月から運営を休止しておりましたが、感染予防対策を行い7月から運営再開しました。



体力を落とさないための運動

医学的に、1週間安静をすると、落ちた体力を回復するためには2週間かかるといわれています。新型コロナウィルスの影響で外出を自粛することが多くなり、生活不活発病になることが危惧されています。

そこで当センターでは、輝生会で作成した『自宅でできる体力を落とさないための運動』のパンフレットを地元町会の回覧板を活用して地域住民にご案内し、区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会などの専門職団体に周知して生活不活発病の予防に取り組んでいます。



在宅総合ケアセンター成城 友の会発足のお知らせ

2020年2月7日、いよいよ当センターにおいて、患者会「成城リハ友の会」が立ち上りました!準備会で患者さま・ご家族含めて15名で集まり、活動内容について沢山の意見を話し合ったのですが、新型コロナウィルス感染症の影響でなかなか活動できずにいます。

「友の会」情報発信は、センター1階・2階に掲示しております。リハビリを卒業した皆さま、リハビリを支えてくださる皆さま。これからもずっと、もっと、ゆっくり交流出来たらと考えている方!お気軽にご相談ください!



地域包括ケアへの取り組み

輝生会の地域包括ケア推進部の取り組み

輝生会は、事業の三本柱として、「高品質の回復期リハビリテーション病棟」、「在宅総合ケア体制の確立」、「地域リハビリテーション(地域包括ケア)の推進」を掲げ、各地区の特性に合わせた地域包括ケア推進活動を展開しています。地域包括ケア推進部では、輝生会の5つの拠点での活動を取りまとめ、情報交換を促し、より良い活動を展開できるような側面支援を行っています。

地域リハビリテーションとは

地域リハビリテーションとは「障がいのある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全

輝生会の地域リハビリテーション活動

地域住民の方々にリハビリテーションをより身近に感じてもらう活動

- ・リハビリテーションの啓発、福祉用具の紹介などを行う「地域のお祭り」への出店
- ・近隣の学校と連携し「職場体験」の受け入れや「障がい体験授業」の実施
- ・町会等へ出向いての「リハビリ体操教室」の開催
- ・住民の皆さま方向けの「講演会」の開催

関係機関で働く関係者さまに、リハビリテーションの視点・技術を伝える活動

- ・介護関係職種向けに腰痛予防に配慮したケアの方法を伝える「実技研修」の実施
- ・リハビリテーション普及啓発のための「研究大会」の開催
- ・リハビリテーションの視点から助言するための「地域ケア会議」等への参加

に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて」と定義されています(日本リハビリテーション病院・施設協会)。また、地域リハビリテーションの重鎮である大田仁史氏(茨城県立健康プラザ 管理者)は、端的に「地域リハビリテーションとは、障がい(児)者、高齢者が暮らしやすくなるように、地域が変わっていくこと」と言われています。そこに準えると、地域リハビリテーションは、そこに暮らす住民一人ひとりを、そしてそれを取り巻く環境を変えていくための活動と言えるでしょう。

地域関係機関で働く関係者さまの結びつきを深める活動

- ・関係団体と事業の進め方等について検討する「幹事会(世話人会)」の開催
- ・医療介護等の関係職種で行う「事例検討会」の実施
- ・事業ごとの連携を強化するための「連絡会」の創設に向けた活動支援

これらの活動を通じ、障がいを持つ人も持たない人も住みやすい社会の実現を目指したいと考えています。地域は一人ひとりの「人」で作られています。「新しい生活様式」の定着が求められ、人ととのつながり方も変わっていく中、これまでの地域活動の在り方も見直し、新しい形を模索していかねばなりません。そこには、関わる皆さま全ての力が必要です。これからも、ご協力お願い申し上げます。なお、地域包括ケア推進活動の取り組み内容については、輝NET2019夏号にて特集しております。バックナンバーもぜひご覧ください。

<https://www.kiseikai-reha.com/>

文責：地域包括ケア推進部 部長 江戸和貴

輝生会の
基本理念と方針

- 「人間の尊厳」の保持
- 「主体性・自己決定権」の尊重
- 「地域リハビリテーション」の推進
- 「ノーマライゼーション」の実現
- 「情報」の開示

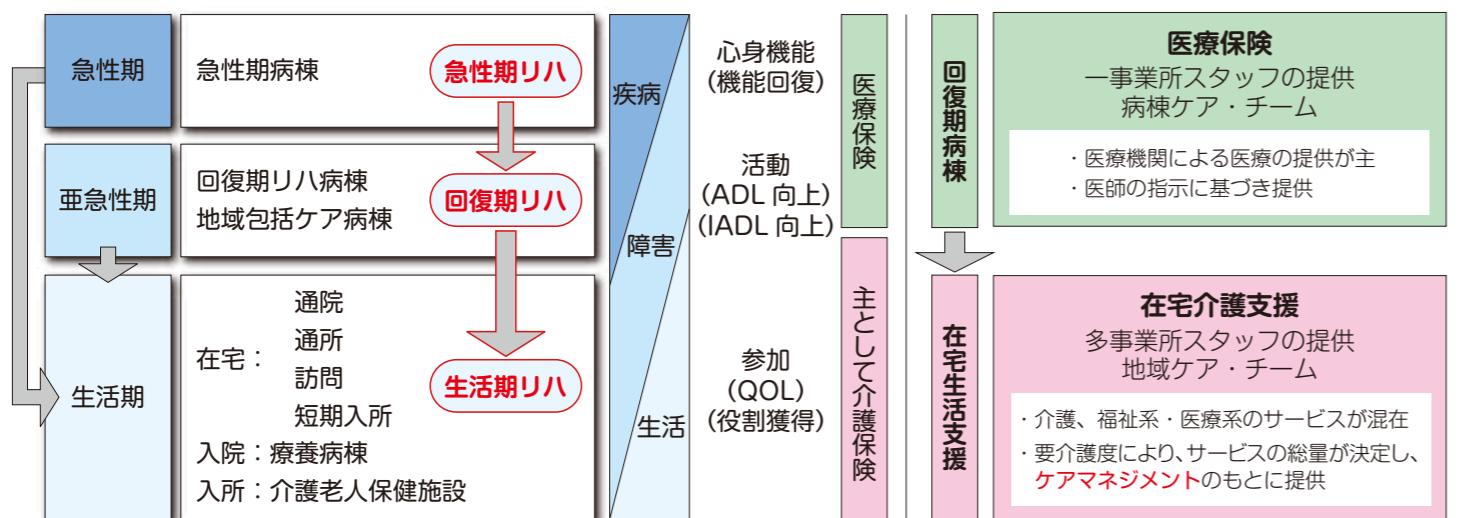
輝生会における
患者さまの権利

- 人権を尊重される権利
- 最善の医療を受ける権利
- 自らの意思で選択・決定する権利
- 自分の診療の情報や記録を知り、求める権利
- プライバシーの保護を求める権利

生活期リハビリテーションとは

生活期とは、一般に、急性期・回復期を経て症状や障がいの状態が安定した後、在宅で生活している時期とされています。つまり、生活期リハビリテーションとは、すでに在宅生活ができている時期に行うリハビリテーションのことを言います。生活期リハビリテーションの目的は、急性期・回復期で得られたリハビリテーションの成果を維持するだけでなく、医師・看護師・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・社会福祉士・介護支援専門員等がチームとなり、一人の利用者さまとそのご家族を支え、機能障害や食事、トイレ、入浴などの日常生活の動作、ひいては生活の質(QOL)の向上を目指すものです。

病期に応じたリハビリテーション医療の機能分化とフロー



上記の図は、急性期リハビリテーション、回復期リハビリテーション、生活期リハビリテーションがどのような位置づけになっているかを示したもので、急性期や回復期は医療保険で治療と共に日常生活機能の向上を目指し、生活期は主として介護保険にて在宅生活での能力維持向上を目指します。

輝生会 リハビリテーションサービス提供体制

拠点	初台リハビリテーション病院 	船橋市立リハビリテーション病院 	在宅総合ケアセンター成城 	在宅総合ケアセンター元浅草 	船橋市リハビリセンター ¹
東京都渋谷区	千葉県船橋市	東京都世田谷区	東京都台東区	千葉県船橋市	
入院	回復期リハ病棟 173床	回復期リハ病棟 200床	地域包括ケア病棟 26床	—	—
生活期	外来リハ 訪問リハ 1-2H 通所リハ — — —	外来リハ 訪問リハ 1-2H 通所リハ — — —	外来リハ 訪問リハ 1-2H 通所リハ 3-4H 通所リハ 6-7H 通所リハ 訪問看護	外来リハ 訪問リハ 1-2H 通所リハ 3-4H 通所リハ 6-7H 通所リハ 訪問看護	外来リハ 訪問リハ 1-2H 通所リハ 予防事業 — 訪問看護

輝生会の生活期リハビリテーション

輝生会は、1998年3月に会長の石川誠が台東区にある「たいとう診療所」を開設し、産声をあげた法人です。当時の東京はリハビリ砂漠と呼ばれるほど、必要な方々にリハビリテーションサービスが行き届かない状況であり、退院後も自宅での生活に困っている方が多くいる状況でした。輝生会の生活期リハビリテーションは、急性期や回復期リハビリテーション病棟等で最大限の成果を得てから、なお継続した質の高いリハビリテーションにより、退院後の生活に困っている方々の生活支援、あるいは生活の質(QOL)の向上に寄与するものです。

当法人では外来・通所・訪問リハビリテーションサービスを提供しています。法人全体の一日あたりの利用者数は、外来: 約240名、通所: 約200名、訪問: 約300名に上ります。スタッフは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を含めて約150名が従事し、その全員が初台リハビリテーション病院または船橋市立リハビリテーション病院の回復期リハ病棟経験者です。

輝生会の生活期リハの取り組み

生活期リハビリテーションは、必要性や目標に応じて期間や頻度を相談し、本番である在宅生活がより充実したものになるよう支援を行っています。具体的な生活期リハビリテーション事業をご紹介します。

~外来リハビリテーション~

退院後の患者さまが、再び住み慣れた地域でその人らしい在宅生活や社会参加向上のために、医師の指示のもと専門職が身体・精神的側面と社会的側面を踏まえて支援を行います。在宅生活を送りながらも、通院可能な方に対して提供する医療保険のリハビリテーションサービスです。

- 医師によるリハビリテーション診察
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による疾患別リハビリテーション
- リハビリテーション病院等にて嚥下検査、痙攣治療、診断書作成
- 看護師の問診や生活指導等
- 管理栄養士による栄養指導
- 医療ソーシャルワーカーによる社会的支援

~通所リハビリテーション~

筋力や体力など身体機能を維持・回復させることだけではなく、生活に即した目標に沿って様々な身体活動を行い、利用者さま・ご家族の希望を伺いながら、社会生活の中で必要な役割を改めて見出し、より充実した生活が送れることが目的です。自宅から事業所までの送迎や昼食、入浴など要支援・要介護者を対象として提供される介護保険のリハビリテーションサービスです。

- 健康チェック
- 個別リハビリテーション
- 自主トレーニングの提案・助言

- 生活及び介護上の助言等
- 集団体操・運動
- 各種趣味活動

~訪問リハビリテーション~

実際の生活の場において、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上を図ることが目的です。身体機能・日常生活の課題・住環境等を確認し、自宅生活の中で、医療機関では行うことができない実際の生活場面に即した個別のリハビリを行います。安心、安全にその人らしい在宅生活を継続できるよう支援する医療保険あるいは介護保険で利用できるリハビリテーションサービスです。

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による自宅での個別リハビリテーション
- 体温、脈拍、血圧測定などのチェックや病状の観察、介助者の健康状態の確認と助言
- 個別に応じた日常生活上の指導・助言
- 身体機能(筋力、柔軟性、バランス等)の維持、改善
- 福祉用具または補装具、住宅改修の評価と相談
- 摂食嚥下機能やコミュニケーション機能の維持、改善
- 生活の質向上や趣味、社会参加促進のための助言
- 療養生活、家族への介護指導、精神的な支援・福祉制度利用の助言、相談

各拠点に生活期チーフ(教育担当)を配置し、生活期リハビリテーションスタッフの質をさらに向上させる取り組みを開始しました。具体的には、訪問リハ場面への同席などを通して知識、技術、態度などを定期的に確認したり、生活期チーフ自らが実際の訪問リハを担当させていただいたりと様々な工夫で生活期リハビリテーションの質の向上を図っていきたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

文責:教育研修局 生活期 部長 松原 徹